

令和4年11月15日

瀬戸市議会議長 水野良一様

陳情者

愛知県瀬戸市 [REDACTED]

電話番号 [REDACTED]
[REDACTED]

行政及び議会が宗教によって「政治的な差別」を行わないことを求める陳情

陳情の理由

現在、マスコミ等で政治家に対し、特定宗教及びその関連団体との関係を断つよう求める論調が繰り返されている。しかし、民間機関や政党ではなく、市民に中立・公平・公正たるべき瀬戸市または瀬戸市議会がそのような行為を行えば、以下のとおり、憲法違反であることが明らかである。

1 参政権

参政権とは、国民が政治に参加する権利の総称であり、直接的・間接的など国によって制度は異なるものの、世界人権宣言第21条や市民的及び政治的権利に関する国際規約第25条によって国際的に認められている普遍的で重要な人権であり、近代立憲主義においてあまねく保障されている。

むろん日本国民にとって参政権は、国政や地方政治への参加の機会を保障する基本的権利であり、議会制民主主義の根幹を成している。日本国憲法は15条1項において「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と定めると共に、第44条では選挙権ならびに被選挙権に関して信条による差別を禁じている。

したがって、瀬戸市又は瀬戸市議会が、①特定宗教又はその関連団体（実質的には、所属する瀬戸市民を指す）とは関係を持たないと宣言すれば、同条に反することは明らかである。また、宣言を通し、団体及びその信仰を持つ市民を差別し、圧迫・干渉する疑いがあり、その場合は「政教分離の原則」を定めた日本国憲法20条に違反することになる。

2 請願権

請願権についても同様である。一般に「請願権」とは、国や地方公共団体の機関（国会、地方自治体の議会を含む）に対し、その職務に関する事項についての希望・苦情・要請を申し立てる権利をいう。この請願権において、不当な差別が日本国憲法第16条によって禁止されている。

したがって、瀬戸市又は瀬戸市議会が、前項①（特定団体並びに所属する市民との関係断絶）の行為を行えば、憲法16条に反することは明らかです。

3 信教の自由

憲法20条1項は信教の自由を保障する。信教の自由により、信仰告白の強制は禁止され、信仰・不信仰を理由とする不利益賦課も禁止されている。



したがって、瀬戸市又は瀬戸市議会が、第1項①（特定団体並びに所属する市民との関係断絶）の行為若しくは②首長・市議会議員・市民に対して「信仰の有無（信仰告白の強制）」や「宗教団体との関わり」の調査を行えば、その信徒に信仰を理由とする不利益が賦課され、同条に反することは明らかです。

仮に、以上の権利がメディア報道の影響等で侵害されるようなことがあれば、立憲主義、法治主義、民主主義の原則が否定されることになる。ところが、昨今の情勢を見る限り、そのような事態が生じる可能性が十分にある。よって、以下のことを請願する。

陳情項目

- 1 瀬戸市又は瀬戸市議会が、市民に中立・公平・公正の立場を超えて、「特定宗教及びその関連団体（所属する市民）とは一切の関係を持たない」などと宣言しないこと
- 2 瀬戸市又は瀬戸市議会が、首長又は瀬戸市議会議員に対し、特定宗教 及び その関連団体（所属する市民）との関わりを調査・質問しないこと
- 3 瀬戸市又は瀬戸市議会が、「反社会的団体と関わりを持たない」などと宣言する場合には、「反社会的団体」の正確な定義 及び 特定団体を「反社会的団体」と判断する法的根拠を明確に示すこと